官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○ハンバーガーパティの日本農林規格を廃止する件（農林水産一三六〇）　一
○ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一三六一）　二
○飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件（同一三六二）　二
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一三六三）　二
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同一三六四）　二
○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件（同一三六五）　二
〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁一〇）　二
○特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（同一一）　二
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務三一三）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一六）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三六六～一三七〇）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一三七一）　四
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一三七二）　六
○肥料の登録が失効した件（同一三七三）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通八六一）　七
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則に基づく登録実務講習の登録をした件（同八六二）　八
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則に基づく登録講習機関の登録をした件（同八六三）　八
○道路に関する件（東北地方整備局七〇）　八
○都市計画に関する件（九州地方整備局一〇二）　八
〔国会事項〕
内閣　カジノ管理委員会　八
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　二
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　三
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（石川労働局最低賃金公示一、福井同一）　四
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九四）　六
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団、有権者申出方、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

法規的告示

○農林水産省告示第千三百六十号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和五十二年農林省告示第千十五号）（ＪＡＳ　一〇一五）を廃止し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年十月八日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による廃止前のハンバーガーパティの日本農林規格により格付の表示が付されたハンバーガーパティについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百六十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千二百四十一号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百六十二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和五十一年農林省告示第千七十四号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百六十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百六十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十六条第一項第一号（同法第三十六条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成三十年農林水産省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百六十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第四十八条第一項第二号ハ（同令第七十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間（平成十八年農林水産省告示第二百十七号）の一部を次のように改正し、令和七年十月八日から施行する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○消費者庁告示第十号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年九月八日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	令和七年八月二十日
特定非営利活動法人消費者機構日本	東京都千代田区六番町15番地	東京都千代田区六番町15番地	令和七年八月二十日

○消費者庁告示第十一号

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第七十五条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第七項の規定により準用する同法第七十四条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年九月八日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（特定適格消費者団体名簿）

特定適格消費者団体の名称	特定適格消費者団体の住所	被害回復関係業務を行う事務所の所在地	特定認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階502号室	令和七年八月二十日
特定非営利活動法人消費者機構日本	東京都千代田区六番町15番地	東京都千代田区六番町15番地	令和七年八月二十日

○総務省告示第三百十三号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年八月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年九月八日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　セイコータイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　fe61　3bb3　06d0　f0ed　a23e　de43　5364　d8ab　6550　f5c6

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　01c0　eed3　4fc7　4e5c　0f07　2b7a　e439　72cd　98e4　ee72　4cee　926d　22fd　8381　5ebc　b3e7

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0fed　8897　803e　fd41　b346　1856　5e9f　8dde　3d8d　8f16

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　829b　4da4　f6cd　c7aa　ded8　ed1a　beab　4e49　f414　0c7e　22a4　69da　c038　fe0a　8942　2670

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0d94　09e3　acac　7b8d　7943　30c4　9d26　0509　af13　e761

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　4604　0572　c240　495a　a8a6　44b4　f9b8　407b　0f65　c0a7　0077　919b　a2b1　2b82　c851　c796

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　8040001079502

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　セイコーソリューションズ株式会社

10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Seiko Solutions Inc.

11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　千葉県千葉市美浜区中瀬１－８

○法務省告示第百十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第１項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年九月八日

法務大臣　鈴木　馨祐

仙台法務局所属

鈴木　桂子

○農林水産省告示第千三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡南会津町湯ノ花字背戸山甲七八二の一（次の図に示す部分に限る。）、宮里字立野山二八七〇から二九〇五まで、二九〇六の一、二九〇六の二、塩ノ原字宮ノ峯一二八九、一六一六、一六一七、字背戸沢一二八七の一から一二八七の四まで、一六〇〇、一六〇一、字治平峯一七二三から一七二五まで、一七二六の一、一七二六の二、たのせ一七七から一八七まで、多々石字南内山八七一の八、八七一の六三、八七一の六四、白沢字沼ノ平一四一八の一四、一四一八の一〇二から一四一八の一〇七まで、一四一八の四八七、一四一八の四八八、一四一八の四九六、字阿多根一四一九の一四、一四二二の一四、小立岩字瀬戸山六八一、六八二の一から六八二の三まで、六八三から六九〇まで、六九一の一、六九一の二、青柳字小丈山九九六の六〇・九九六の六一・九九六の六八・九九六の八七・九九六の九四から九九六の九六まで・九九六の九九から九九六の一〇七まで・九九六の一一〇から九九六の一一四まで・九九六の一一七（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、九九六の四、九九六の六から九九六の二五まで、九九六の三〇から九九六の三二まで、九九六の三八から九九六の四九まで、九九六の五九、九九六の六二から九九六の六七まで、九九六の六九から九九六の七三まで、九九六の八八から九九六の八六まで、九九六の九七、九九六の九八、九九六の一〇九、九九六の一一五、九九六の一一六、九九六の一一八から九九六の一三二まで、九九六の一五一から九九六の一五四まで、字滝倉九九八から一〇〇三まで・一〇〇四のロ・一〇〇五の二・一〇〇六の口・一〇一一・一〇一二の口・一〇二五・一〇二六・一〇二七の一・一〇二八の一・一〇二九の一・一〇三〇の一・一〇三一の一・一〇四八・一〇五〇から一〇五三まで・一〇六一から一〇六四まで・一〇六六の一・一〇六六の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇四のイ、一〇〇五のイ、一〇〇六のイ、一〇〇七の一、一〇〇八の一、一〇〇九の一、一〇一〇、一〇一二の一、一〇一三の一、一〇一三の二、一〇一四の一、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六の一、一〇一七、一〇一八、一〇一九の一、一〇一九の三、一〇二〇から一〇二二まで、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四の一、一〇二四の二、一〇三一の一、一〇四一の一、一〇四五の一、一〇四九の一、一〇五四の一、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五七、一〇五九の一、一〇六一、小塩字滝倉一二五二・一二五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九五一、九五四、九五五、九五六の一、一二四四、一二四五、一二四八から一二五〇まで、一二五一の二、一二五三の一、一二五四の一、一二六六から一二六八まで、一二七〇、一二七一、字丸山一、九五〇、字堂平一五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬戸山六八一・六八二の二・六八三・六八五・六八六・六八八・六八九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、六八二の三、字阿多根一四一九の一四・一四二二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小丈山九九六の六〇・九九六の六一・九九六の六八・九九六の八七・九九六の九四から九九六の九六まで・九九六の九九から九九六の一〇七まで・九九六の一一〇から九九六の一一四まで・九九六の一一七（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、九九六の四、九九六の六から九九六の二五まで、九九六の三〇から九九六の三二まで、九九六の三八から九九六の四九まで、九九六の五九、九九六の六二から九九六の六七まで、九九六の六九から九九六の七三まで、九九六の八八から九九六の八六まで、九九六の九七、九九六の九八、九九六の一〇九、九九六の一一五、九九六の一一六、九九六の一一八から九九六の一三二まで、九九六の一五一から九九六の一五四まで、字滝倉九九八から一〇〇三まで・一〇〇四のロ・一〇〇五の二・一〇〇六の口・一〇一一・一〇一二の口・一〇二五・一〇二六・一〇二七の一・一〇二八の一・一〇二九の一・一〇三〇の一・一〇三一の一・一〇四八・一〇五〇から一〇五三まで・一〇六一から一〇六四まで・一〇六六の一・一〇六六の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇四のイ、一〇〇五のイ、一〇〇六のイ、一〇〇七の一、一〇〇八の一、一〇〇九の一、一〇一〇、一〇一二の一、一〇一三の一、一〇一三の二、一〇一四の一、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六の一、一〇一七、一〇一八、一〇一九の一、一〇一九の三、一〇二〇から一〇二二まで、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四の一、一〇二四の二、一〇三一の一、一〇四一の一、一〇四五の一、一〇四九の一、一〇五四の一、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五七、一〇五九の一、一〇六一、小塩字滝倉一二五二・一二五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九五一、九五四、九五五、九五六の一、一二四四、一二四五、一二四八から一二五〇まで、一二五一の二、一二五三の一、一二五四の一、一二六六から一二六八まで、一二七〇、一二七一、字丸山一、九五〇、字堂平一五、字南内山八七一の八、八七一の六四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府福知山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年七月二十四日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年７月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第66245号	化成肥料	Ｈ－コープ苦土入り複合硫加燐安S662	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第66246号	化成肥料	Ｈ－コープ苦土入り複合硫加燐安S353	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第66285号	化成肥料	複合燐酸加里肥料S特号	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第76256号	液状肥料	不二8.5―4.0―０	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地１
生第81736号	液状肥料	ワールド・チッソ	有限会社ワールド農産	鹿児島県鹿児島市鴨池新町３番８―1206
生第81740号	混合りん酸肥料	デンパワー	北陸産業株式会社	石川県白山市鶴来水戸町ネ80番地
生第81746号	副産肥料	粒状副産PK―２	太陽産業株式会社	兵庫県高砂市曽根町字新開2952番地
生第81751号	液状肥料	住友液肥120号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第81755号	液状肥料	ワールドバイオ　リン・カリ	有限会社ワールド農産	鹿児島県鹿児島市鴨池新町３番８―1206
生第88157号	加工りん酸肥料	くみあい35号粒状苦土燐肥	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88160号	化成肥料	くみあいマンガンほう素有機入り化成S８号B	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第88166号	液状肥料	グリーンフード液肥333	古賀　潤	福岡県久留米市野中町954番地15
生第88167号	液状肥料	フトルンデス	古賀　潤	福岡県久留米市野中町954番地15
生第93423号	液状肥料	ON 30 有機入り液肥688	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93427号	配合肥料	アサヒ養液肥料１号	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第93429号	家庭園芸用複合肥料	ハイサンソ	保土谷化学工業株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番２号
生第93430号	家庭園芸用複合肥料	フレッシュサンソ・液剤	保土谷化学工業株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番２号
生第102588号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成808特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102589号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成808特号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内
生第102590号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成808特号	有限会社ナガオカ化成	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102594号	化成肥料	中央ユウキ855	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102604号	汚泥肥料	神戸の華	伊賀市	三重県伊賀市ゆめが丘七丁目４番地の４
生第102607号	配合肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り複合硝加燐安C557	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第102608号	配合肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り複合硝加燐安S368	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第102615号	液状肥料	Tama　PK	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
生第102619号	配合肥料	有機入り配合10―０―３	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第102625号	化成肥料	りん酸加里化成090号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102628号	化成肥料	くみあい有機入りペレット865号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102629号	液状肥料	くみあい亜りん酸有機入り液状複合肥料243号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105399号	混合堆肥複合肥料	有機入り920特号	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第107440号	配合肥料	新ハイデール＜119＞	ゴールド興産株式会社	宮城県大崎市古川旭五丁目３番26号
生第107445号	化成肥料	オキサミド・有機入り化成028特号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第107446号	化成肥料	新ケプラユーキ特088特号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地

生第107447号	家庭園芸用複合肥料	エード錠剤13号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町１番８号
輸第102600号	混合微量要素肥料	養液栽培用混合微量要素	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第102601号	混合微量要素肥料	養液栽培用混合微量要素Feプラス	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第105397号	化成肥料	有機入り化成肥料８―８―３	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第105427号	家庭園芸用複合肥料	セラミス　室内観葉植物用液体肥料	有限会社メイ・インターナショナル・コーポレーション	埼玉県北本市東間七丁目１番地９

有効期間が令和10年７月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第85279号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成S555号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第85280号	化成肥料	化成肥料30	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第85290号	液状肥料	硝安有機入り尿素複合液肥035	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
生第85291号	液状肥料	有機入り尿素複合液肥046	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
生第85292号	液状肥料	有機入り尿素複合液肥255	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
生第85302号	汚泥肥料	ヤマラクハッピーグリーン	山形県酪農業協同組合	山形県南陽市宮内715番地の３
生第85303号	汚泥肥料	オーガニックバーク	株式会社オーガニック	岡山県加賀郡吉備中央町上加茂1791番地の１
生第91235号	化成肥料	苦土・ほう素有機入り化成250号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第91240号	液状肥料	シチケン液肥P１号	株式会社シチケン	埼玉県ふじみ野市川崎二丁目４番地３
生第91241号	液状肥料	グリーンフードミネラルK―６	古賀　潤	福岡県久留米市野中町954番地15
生第91245号	汚泥肥料	ドクターゆうき	ニセコ環境株式会社	北海道虻田郡倶知安町字峠下

有効期間が令和10年７月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第74069号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合660―Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第78583号	液状肥料	コウノシマ液肥855号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地

有効期間が令和13年７月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第21901号	化成肥料	リンアン複合肥料	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第21902号	化成肥料	ネオリンK複合肥料	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第21903号	化成肥料	リン加里複合肥料	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第21904号	化成肥料	リンカルK複合肥料	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第21913号	熔成微量要素複合肥料	熔成微量要素複合肥料FTE１号	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第49690号	化成肥料	くみあい尿素入り硫加燐安464号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第49750号	化成肥料	ほう素入り高度複合482号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第66267号	化成肥料	くみあい珪酸加里入り燐酸加里化成28号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第69616号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安699号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第69638号	配合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合肥料２号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	ミネヒロン株式会社	茨城県水戸市内原町1399番地
生第72055号	被覆窒素肥料	くみあい被覆硝酸石灰70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第72056号	被覆窒素肥料	くみあい被覆硝酸石灰140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第72070号	化成肥料	複合高度化成444号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第72080号	化成肥料	くみあいマンガンほう素硝安石灰入り化成S555	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第76243号	化成肥料	ほう素入り高度化成新特38号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第76250号	被覆複合肥料	くみあい被覆加里化成S2038―70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76251号	被覆複合肥料	くみあい被覆加里化成S2038―100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76252号	被覆複合肥料	くみあい被覆加里化成S2038―140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76253号	被覆複合肥料	くみあい被覆加里化成S2038―180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76254号	被覆複合肥料	くみあい被覆加里化成S2038―270	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76258号	配合肥料	ロックアルファーA	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第76259号	配合肥料	ロックアルファーC	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81769号	化成肥料	マザー化成500F	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81776号	配合肥料	ダン養液配合１号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第81777号	配合肥料	ダン養液配合２号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第81778号	配合肥料	ダン養液配合11号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第81779号	配合肥料	ダン養液配合15号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第93419号	化成肥料	東西高度化成8882	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第93420号	化成肥料	東西銅入り高度化成8882	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２

生第93431号	混合加里肥料	くみあいけい酸加里苦土入り粒状混合K12号	株式会社JAアグリライン石川	石川県金沢市専光寺町ロ114番地１
生第93433号	化成肥料	ほう素苦土有機入り化成350号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第93434号	配合肥料	アサヒ養液肥料５号	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第102599号	混合りん酸肥料	混合りん酸E	いなほ化工株式会社	富山県高岡市駅南４丁目８番６号
生第105364号	配合肥料	くみあい苦土ほう素マンガン入り水耕肥料972	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第105389号	化成肥料	マルイ高度化成535号	有限会社マルイ	富山県高岡市六家1209番地
生第105390号	化成肥料	マルイ高度化成555号	有限会社マルイ	富山県高岡市六家1209番地
生第105414号	化成肥料	くみあい硫加燐安UF入り化成新14号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第105420号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成060号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105421号	化成肥料	くみあい有機入り化成238	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105423号	液体けい酸加里肥料	けい酸加里液肥620	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第6433号	化成肥料	硝酸加里	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第6435号	なたね油かす及びその粉末	純粒圧さくしぼり菜種粕	ミツワ商事株式会社	大阪府吹田市千里山西四丁目39番A―803
輸第10973号	混合りん酸肥料	苦土りん酸肥料20	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第10974号	混合りん酸肥料	苦土りん酸肥料28	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第10980号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油かす	アグリコマース株式会社	佐賀県神埼市神埼町尾崎3861番地１
輸第10984号	配合肥料	配合肥料39―８	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10985号	硫酸苦土肥料	マグキーゼ　粉	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篶1112番地
輸第13707号	化成肥料	化成肥料	奥村商事株式会社	東京都江東区福住一丁目12番15号
輸第13711号	化成肥料	有機入り高度化成48号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第13713号	配合肥料	硝酸化成10―20―10＋TE	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第13715号	混合微量要素肥料	混合微量要素肥料グリーンエースアルファ	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第102609号	被覆窒素肥料	樹脂被覆尿素	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号
輸第102611号	被覆窒素肥料	モイスコート30	H＆H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目２番９号
輸第102612号	被覆窒素肥料	モイスコート60	H＆H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目２番９号
輸第102613号	被覆窒素肥料	モイスコート90	H＆H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目２番９号
輸第102614号	被覆窒素肥料	モイスコート120	H＆H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目２番９号
輸第105395号	化成肥料	新高度化成444	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第105396号	重過りん酸石灰	重過りん酸石灰１号	アグリコマース株式会社	佐賀県神埼市神埼町尾崎3861番地１
輸第105400号	化成肥料	PK化成肥料０―３―53	叶産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
輸第105403号	過りん酸石灰	KW過リン酸２号	啓和ファインマテリアル株式会社	岡山県備前市八木山830番地
輸第105404号	過りん酸石灰	KW過リン酸３号	啓和ファインマテリアル株式会社	岡山県備前市八木山830番地
輸第105410号	化成肥料	QROP―K１号	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第105411号	化成肥料	QROP―K２号	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第105416号	魚かす粉末	魚かす15号	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第105419号	化成肥料	複合マグリンアン１号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
外第94号	化成肥料	粒状硫酸加里入り化成肥料	河南省豫星進出口有限公司	中華人民共和国河南省鄭州市農業路東段23号
			ミツワ商事株式会社（国内管理人）	大阪府吹田市千里山西四丁目39番A―803

有効期間が令和13年７月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第85269号	混合りん酸肥料	くみあい30苦土焼りん	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第85270号	混合りん酸肥料	熔りん珪カル混合粒状肥料１号	清水工業株式会社	岐阜県大垣市赤坂東町２番地の１

有効期間が令和13年７月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第74051号	混合りん酸肥料	くみあいBMセルカリン１号	卜部産業株式会社	広島県福山市新浜町一丁目５番15号
生第74061号	化成肥料	サンライトS080	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千三百七十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　生産業者の住所の変更
登録番号　生第73500号、生第73501号、生第74102号、生第74103号、生第77569号、生第82628号、生第82629号、生第82630号、生第82631号、生第83192号、生第83479号、生第91276号、生第91277号、生第91278号、生第91562号、生第92107号、生第101458号、生第101459号、生第102142号、生第102143号、生第105597号、生第105973号、生第106070号、生第107768号、生第107769号、生第107801号、生第108122号、生第108123号
変更前　熊本県八代市日奈久山下町3955番地の２
変更後　熊本県八代市古閑浜町2665番地６

2　肥料の名称の変更
登録番号　生第109185号
変更前　アルティモPRO
変更後　液体亜リン酸石灰肥料

○農林水産省告示第千三百七十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103051号	化成肥料	有機入り粒状複合7.4－6－6号TH	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町7番16号
生第103331号	化成肥料	有機入り粒状複合9.7－7.4－9.6号TH	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町7番16号
生第105844号	化成肥料	有機入り粒状複合343号	株式会社プラントフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町7番16号
輸第7094号	液状肥料	液状複合肥料１号	コンソルコーポレーション株式会社	東京都文京区白山二丁目29番４号
輸第13712号	化成肥料	苦土有機入りいも化成	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第10539４号	化成肥料	微量要素入りNK化成702号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第八百六十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岩手県和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番七八から同県和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番一一二まで	前	最大 九七 最小 八八	三一
	後	最大 一一三 最小 八八	

○国土交通省告示第八百六十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第六十九条第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第六十九条の十七第一号の規定により、公示する。

令和七年九月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　令和七年九月八日
二　登録番号　（一）第四号
三　氏名又は名称　株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸ
四　住所　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　学研ビル
五　法人である場合の代表者の氏名　岩藤　匡史
六　登録実務講習を行う事務所の名称　株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸ
七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　学研ビル
八　登録実務講習事務を開始する年月日　令和七年九月八日

○国土交通省告示第八百六十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第六十一条の二において準用する第四十一条の二の規定により、次の登録講習機関の登録をしたので、同法第六十一条の二において準用する第四十一条の十八第一号の規定により公示する。

令和七年九月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　令和七年九月八日
二　登録番号　（一）第〇〇三号
三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸ
四　住所　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　学研ビル
五　講習事務を行う主たる事務所の所在地　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　学研ビル
六　法人である場合の代表者の氏名　岩藤　匡史

○東北地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月八日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	福島県伊達郡国見町大字貝田字大師二七番一から同町大字貝田字荒井三番五まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月八日

○九州地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画公園事業六・六・三号熊本県民総合運動公園
三　事業施行期間　自令和七年九月八日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　熊本県熊本市東区平山町地内
使用の部分　なし

国会事項

衆議院

報告書受領

九月二日内閣から次の報告書を受領した。

令和六年度における予算使用の状況（令和六年度出納整理期間を含む。）

令和七年度第一・四半期における予算使用の状況

令和七年度第一・四半期における国庫の状況

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

国際部長参事吉田早樹人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（九月四日）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

外務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（九月三日）

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（九月四日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局次長）

内閣府事務官　原田　義久

監督調査部長事務取扱を免ずる

（警察庁長官官房付）警視監　鈴木　達也

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部長）に転任させる（以上九月八日）

叙位・叙勲

○叙位

（東北大学名誉教授）

従四位に叙する　小林　俊雄

従四位に叙する　萩原　忠市　廣田　政治　鷲尾　昭夫

従五位に叙する　北原　文夫　熊懐　一徳

正六位に叙する（各通）　稲葉　榮次　浦田　彌　小山　隆志　佐々木一成　新木　健　大友　久志　奥山　昭二　門脇　猛男　上久保　惇　樋口　廣義　宮田　浩司

従六位に叙する（各通）　浦野　榮治

正七位に叙する（各通）（以上七月三十一日）　衛藤　忠規　絹谷　幸二

従三位に叙する　高木　祥勝

正五位に叙する　寺田　道男

従五位に叙する　岩崎　勝久　高橋　英吉　石井　一俊　井手　浩　岩永　啓　坂下　晃庸　森田　厚

正六位に叙する（各通）　鎌倉　信男　久島　愼平　壹岐　喜夫　井上　俊勝　北村　弘　草場　邦俊　桑原　收　駒井　裕　原田　和雄　平井　忠幸

従六位に叙する（各通）　鈴木　良一　吉田　勉

正七位に叙する　山田　保

従七位に叙する（以上八月一日）　杉山　伸吉

（大阪教育大学名誉教授）　松村　直行

（金沢大学医療技術短期大学部名誉教授）　望月　實

従四位に叙する（各通）　鈴木　克久　森　寛

従五位に叙する（各通）　佐々木繁雄　鈴木　正彦　加藤　忠篤　小林　信廣　謝花　和子　菅原　捷夫

正六位に叙する（各通）　岩崎　拓治　小林　良樹　浅原　晃　井口　治光　大内　進　加島順一郎　菅井　節子　中村　牧雄　松島　雅人　森田　清

従六位に叙する（各通）　佐藤　重徳　鈴木　憲一

正七位に叙する（各通）　中村　誠　茂木佑一郎　若生　司

従七位に叙する（各通）（以上八月二日）　伊本　直　増本　昭典

正五位に叙する（各通）　小又　定見　宮崎　隆志　稲垣　敏雄　内田　安隆　則　勢　関塚　雅視

（三浦市議会議員）　出口　眞琴　田中　源造　吉田　求

正六位に叙する（各通）　大野　昇吾　赤城　一徳　谷口　秀樹　佐藤　正俊　藤原　明　根岸傳治郎　松本　守

従六位に叙する（各通）　大前　哲二　中川　晃

正七位に叙する（各通）（以上八月三日）　松永　聡　大波　勝弘　中川　敏幸　福田　敏幸　山田　秀男

（警視庁警部）　吉田　巖

従五位に叙する　磯沼　寛二

従六位に叙する　函城　悦司　石井　豊

正七位に叙する（各通）　溝川　順康

従七位に叙する（以上八月四日）　周藤　健一

正七位に叙する（八月五日）　岩島　道雄

従七位に叙する（八月六日）　小林　良樹

○叙勲

旭日双光章を授ける（八月二日）　出口　眞琴

（三浦市議会議員）　小林　俊雄

旭日双光章を授ける（八月三日）　鷲尾　昭夫

（東北大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける（各通）　稲葉　榮次　小山　隆志

瑞宝双光章を授ける（各通）　熊懐　一徳　廣田　政治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）　浦田　彌　岡本　榮　小川　清治　宮田　浩司　高木　祥勝

瑞宝小綬章を授ける　壹岐　喜夫　岩崎　勝久　鎌倉　信男

瑞宝双光章を授ける（各通）　桑原　收　駒井　裕　坂下　晃庸

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月一日）　鈴木　良一　原田　和雄　森田　厚　松村　直行

（大阪教育大学名誉教授）　望月　實

（金沢大学医療技術短期大学部名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける（各通）　井口　治光　岩崎　拓治　加島順一郎

瑞宝単光章を授ける（各通）　小林　信廣　佐々木繁雄　謝花　和子

瑞宝双光章を授ける（各通）　菅井　節子　菅原　捷夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二日）　半田　雅巳　茂木佑一郎

瑞宝単光章を授ける（各通）　内田　安隆　大波　勝弘　大野　昇吾

瑞宝双光章を授ける（各通）　則　勢　谷口　秀樹　福田　敏幸

瑞宝双光章を授ける（各通）　吉田　求

（警視庁警部）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三日）　中川　敏幸　溝川　順康

瑞宝単光章を授ける（各通）　石井　豊　函城　悦司

瑞宝双光章を授ける（各通）　松永　聡

瑞宝単光章を授ける（以上八月四日）　周藤　健一

瑞宝単光章を授ける（八月五日）　田島　眞

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（八月七日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月八日　　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
福島県伊達郡国見町大字貝田字大師二七番一から同町大字貝田字荒井三番五まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年九月八日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

石川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月８日

石川労働局長　八木　健一

第４号中「１時間984円」を「１時間1,054円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月８日

福井労働局長　石川　良国

第４号中「１時間984円」を「１時間1,053円」に改める。

公　告

諸　事　項

工場財団

長野県飯田市松尾新井6363番地**宮内産業株式会社**の工場財団に飯田市松尾新井6363番地本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月８日　長野地方法務局飯田支局

東京都千代田区大手町二丁目２番１号**ＪＮＣ株式会社**の工場財団に熊本県八代市坂本町大字深水い字土輪2384番ＪＮＣ株式会社内谷第一発電所及び、熊本県八代市坂本町大字西部は字真道301番の２、302番の１ＪＮＣ株式会社内谷第二発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月８日　熊本地方法務局八代支局

有権者申出方

元当局所属公証人鈴木陽一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年９月８日　仙台法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月８日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和７年８月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社田窪工業所　矢野　孝二　愛媛県西条市北条962―７　国土交通大臣許可（般―04）第22304号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６２号
東京都港区新橋１丁目１番13号
清算株式会社　ＡＮＡ　ＮＥＯ株式会社
代表清算人　冨田　光欧
１　決定年月日　令和７年８月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
滋賀県湖南市吉永355番地５
清算株式会社　株式会社ＯＤ整理会社
代表清算人　井用　雅也
１　決定年月日　令和７年８月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１００４号
神戸市兵庫区五宮町３番２号
清算株式会社　株式会社ＣＬＯＳＥ
代表清算人　吉岡　孝洋
１　決定年月日　令和７年８月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１５号
徳島県阿南市津乃峰町東分343番地
清算株式会社　津峯観光株式会社
代表清算人　玉置　　潔
１　決定年月日　令和７年８月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３４号
東京都中央区日本橋本石町４丁目２番16号
清算株式会社　株式会社ＬＡＢＥＬ
代表清算人　小川　孝一
１　決定年月日　令和７年８月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条（協定債権の確認）
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額が別紙「協定債権者一覧表」における「協定債権残高」記載の通りであることを確認する。
第２条（共益費用の支払）
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という。）を、協定債権に優先して支払う。
第３条（協定債権者に対する弁済）
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から共益費等を控除した残額を協定債権額に応じて按分して弁済する。
第４条（免除）
協定債権者は、前条による弁済を受けたときは、清算会社に対し、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第５条（新たに財産が発見された場合の措置）
第３条の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、換価代金から換価処分に要した費用及び共益費等を控除した残額を、協定債権額の割合に応じて按分して追加弁済を行う。この場合においては、協定債権者が第４条の規定により行った残債務の免除は新たにされた追加弁済の限度で遡って効力を失うものとする。
第６条（端数の処理）
第５条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、追加弁済の計算において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
第７条（追加弁済の場所）
第５条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、清算株式会社清算人代理弁護士多田啓太郎の事務所（東京都中央区日本橋茅場町３丁目12番２号ＡＳＫビル６階・明哲綜合法律事務所）において行う。但し協定債権者がその費用を負担して自己名義の預金口座への振込を求めたときは、振込送金手続により追加弁済を実施する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日

札幌市東区北丘珠三条一丁目一三番八号

（甲）合同会社佰泉パートナーズ

代表社員　川本　康博

札幌市東区北丘珠三条一丁目一三番八号

（乙）合同会社ｍｅｔｉｃｕｌｏｕｓサービス

代表社員　川本　英博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十二月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一三四頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一二〇頁（号外第七十二号）

令和七年九月八日
東京都豊島区北大塚一丁目九番一二号
（甲）マーレジャパン株式会社
代表取締役　木下　靖博
東京都豊島区北大塚一丁目九番一二号
（乙）マーレベーアジャパン株式会社
代表取締役　バチェフスキ・ヨアヒム

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二四五頁（号外第一六九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　八〇頁（号外第一七〇号）

令和七年九月八日
東京都台東区浅草五丁目一番十三号
（甲）株式会社グリーンバリュー
代表取締役社長　山本　司
静岡県牧之原市片浜三三八三番地三七
（乙）ＳＩ樹脂産業株式会社
代表取締役社長　坂下　信行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月九日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日
愛知県一宮市栄一丁目一〇番一六号ウィングズビル四階北室
（甲）合同会社オーシャン
代表社員　楚郷　莉奈
名古屋市東区矢田一丁目三―一八大山ビル二階
（乙）合同会社ＳＴＥＰ　ＯＵＴ
代表社員　楚郷　莉奈

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（岡山県津山市野介代五〇番地一「グレート・ハリウッド」、岡山県津山市河辺九五二番地の一「スーパーハリウッド」）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　山陽新聞
掲載の日付　令和七年八月二十七日
掲載頁　十八頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月二十七日
掲載頁　四十七頁（号外第一九三号）

令和七年九月八日
岡山市北区駅前町一丁目一番一号
（甲）株式会社ヨシエンタープライズ
代表取締役　千原　行喜
岡山市北区駅前町一丁目一番一号
（乙）株式会社セン・エンタープライズ
代表取締役　千原　行喜

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リバースチェーン（住所千葉県成田市上町五〇八番地）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　二頁
令和七年九月八日
千葉県八千代市萱田二二一四番地五四
リバースチェーンコンサルティング株式会社
代表取締役　小森田未希子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三番地
合同会社カメレオン
代表社員　髙野　優輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日
東京都練馬区練馬一丁目二〇番八号
ミラゾ合同会社
代表社員　廣内　昌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日
東京都豊島区雑司が谷一丁目四八番八号グランフォース東池袋二〇一号
合同会社ｓｔａｎｄｏｒｍ
代表社員　井上　隆信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日
横浜市青葉区美しが丘四丁目三七番地一四
合同会社羽夢里
代表社員　宮川　大吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＲＵＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日
大阪市淀川区十三東四丁目一―一〇
合同会社ＲＵＮ
代表社員　大塩　有佐

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月八日
宮崎県えびの市大字原田一六七二番地
農事組合法人未永酪農組合
理事　小多田譲司

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二頁
令和七年九月八日
東京都昭島市代官山二丁目一〇番一号
昭和飛行機都市開発株式会社
代表取締役　鏑木　政俊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日
東京都町田市小山町二一七番地二七
合同会社Ｂｌｕｅ　Ｄｏｇ
代表社員　土屋　崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月八日
大阪市北区中津四丁目七番一七号
有限会社大住
代表取締役　大住　喜保

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四千百万円減少し二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　七十九頁（号外第一三二号）

令和七年九月八日

福井県越前市家久町第五三号一六番地

株式会社ダスキン越前

代表取締役　木下　仁史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月八日

愛知県津島市白浜町字平堤七七番地二

成和ＨＤ株式会社

代表取締役　野﨑　琢也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百万円、資本準備金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　五十三頁（号外第一九二号）

令和七年九月八日

東京都新宿区市谷田町三丁目八番地市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル一一階

株式会社Ｊａｐａｎ　Ｎｅｘｕｓ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ

代表取締役　髙森　雅和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　二頁

令和七年九月八日

長崎県雲仙市小浜町雲仙三二一番地

株式会社雲仙富貴屋

代表取締役　的場　健生

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月八日

山形県尾花沢市大字五十沢字前森山一四三二番地一

株式会社明友

代表取締役　西塚　耕一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月八日

山形市桜田南二番五七号

株式会社イーデーエムワークス

代表取締役　山口　忠吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月八日

東京都千代田区神田錦町一丁目一〇番地一号

三信工業株式会社

代表取締役　行川　友和

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月八日

和歌山市中島五二番地一二

紀北交通株式会社

代表取締役　坂元さくら

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月八日

沖縄県糸満市西崎町四丁目一五番地一〇

株式会社沖縄大洋工芸

代表取締役　樫田　典明

任意清算公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月八日

東京都江東区富岡一丁目七番一三号

合資会社杉

代表社員　杉　　猛

訂正公告

令和七年七月十五日掲載の準備金の額の減少公告中、減少する資本準備金の額「一〇二億六千七百八十八万一千八百円」とあるは「七十七億五千六百四十四万一千三百五十円」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月八日

東京都品川区南大井五丁目一七番九号

黒田電気株式会社

代表取締役　中山　浩三

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三八	下	終りから五	仙台塩釜航路	仙台塩釜港航路
二〇	下	改正前欄一二	（国連制裁室）	［新設］

平成二十七年六月一日（号外第百二十三号）公布国土交通省令第四十四号（港則法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

令和五年九月二十日（号外第百九十六号）公布国土交通省令第七十二号（港則法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一四ページ一行目から二三行目までを削除する。

令和七年六月十二日官庁報告欄官庁事項の部（貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示）（金融庁）

（原稿誤り）

八ページ一段一一行目から一五行目を削除する。